

公示第二十一號
左記ノ者頭書ノ契約ヲ締結シ登記ノ手續ヲ了シタリ此旨公示ス
昭和三年十二月
京都染物同業組合
組長 八木伊三郎
友仙染部員 西浦共之助 山岸守平
池田 勇
大槻 三郎
坂巻 甲一
今村 宜行
館松 武夫

洗色技師 渡邊 米吉
友仙染部員 西 好太郎

公示第二十二號
組長長員ニ付拾月廿一日組入代議員會ニ於テ種々事項ヲ行ヒ清水藤三郎當選就任申請ニ對シテ左ノ通り認可セラル
京都府府令三商第一八三七號
京都府知事 大津原重義

昭和三年十一月一日組入代議員會ニ於テ
京都府府令三商第一八三七號
京都府知事 大津原重義

公示第二十三號
昭和四年年度組合經營費預算並ニ賦課徴收法ハ別項ノ通り認可相成リ茲ニ公示ス
京都府府令三商第一八三〇號
京都府知事 大津原重義

昭和三年十一月十二日申請昭和四年年度經常費預算並ニ徴收方法ノ件認可ス
京都府府令三商第一八三〇號
京都府知事 大津原重義

京都染物同業組合月報

發行所 京都府河原町通二條上ル
發行部 京都府河原町通二條上ル
電話 一六七七番

昭和三十四年度京都染物同業組合經營費收支豫算

科 目	本年度	前年度
第一科 賦課金	1,200,000	1,100,000
第二科 雑収入	1,000,000	900,000
第三科 雑収入	1,000,000	900,000
第四科 雑収入	1,000,000	900,000
合計	4,200,000	3,800,000

支出ノ部

科 目	本年度	前年度
第一科 事業費	1,000,000	900,000
第二科 事務費	1,000,000	900,000
第三科 雑費	1,000,000	900,000
第四科 雑費	1,000,000	900,000
合計	4,000,000	3,600,000

昭和三十四年度賦課法

課税額	賦課率	賦課額
千五百圓以下	10%	150,000
千圓以下	10%	100,000
七百圓以下	10%	70,000
五百圓以下	10%	50,000
三百圓以下	10%	30,000
二百圓以下	10%	20,000
百圓以下	10%	10,000
五十圓以下	10%	5,000
合計		1,200,000

糊置法の發明
糊置部員西浦院四條上ル大澤忠太郎氏は接染方法として左の特許出願せられた特許局は之を受理し願書番號二七一三號を以て本年九月廿九日公告手續を採られたるものなるが之がため糊置部員間に一大脅威を來したるを以て當組合は之が抗告の手續を採るに先だち特許審理士西本實次郎氏の鑑定を求めたるに左の鑑定を得たり依て組合は大澤氏も組合員のこととなり之を利用して組合員の營業

昭和三十四年度賦課法

課税額	賦課率	賦課額
千五百圓以下	10%	150,000
千圓以下	10%	100,000
七百圓以下	10%	70,000
五百圓以下	10%	50,000
三百圓以下	10%	30,000
二百圓以下	10%	20,000
百圓以下	10%	10,000
合計		1,200,000

賦課徴收法

第一條 組合經營ハ等級別戸數割ノ二法ニ據リ徴收ス

第二條 組合經營ハ收益税市税納税額ヲ標準トシ賦課ス

第三條 戸數割ハ一戸金貳拾錢トス

第四條 經營ハ便宜上年額ヲ四分シ一月四月七月十月ノ各三十日迄ニ徴收シ端數ヲ生ズルトキハ第一期ノ徴收額ニ加フ

第五條 組合員ハ前條期限内ニ納付スヘク理由ナク期限内ニ納付セザル時ハ組合定款ノ規定ニ準據シ處分ス

第六條 經營ハ本年中七月以前ニ加入スルモノハ一ヶ年七月以降ニ加入スルモノハ半年七月以降ニ加入スルモノハ一ヶ年分ヲ徴收シ開廢共ニ其手續ヲナスト同時ニ全額ヲ徴收ス

第七條 新タニ開業セシモノ、經營ハ組合等級割ノ最下位ノ額ヲ賦課シ同時ニ組合定款ノ規定ニ準據シ徴收ス

第八條 賦課法ノ錯誤又ハ違算アリト認めタルトキハ徴收通知書ヲ受ケタル日ヨリ一週間内ニ訂正ノ申込ヲナサントキハ無効トス

第九條 實収入ニ剩餘ヲ生ズルモノハ無効トス

二百年來一貫せる品質本位
新時代に適せる眞の薄利多賣
(遠近多少にか、わらず配達可致候)

京都市河原町通二條上ル
柿澁製造 卸問屋 **澁新老舗**
電話 二〇二二番
振替 大阪 五五一〇番
製造場 府下 鷺峰山麓

シロマツ發賣廣告と特長

シロマツは直接鹽基性酸性アルカリ屬染料紅は馬犬ボンソーに似せシシロマツは糸目見甚柄配色糊に尤も優良なり
シロマツは相綿麻人相生地友仙着尺柄如き防染力強く且又水洗滌速かにて底糊絶對に殘らず最適品なり
シロマツは駒切至て良く着尺織式技染柄の如き鮮明に染上得
シロマツは少量の配合なる故地色犯さず亞鉛末は金屬なると多量配合なる故地色犯犯され免れず
シロマツは亞鉛末配合糊の如く弾力失せず夏冬とも小皺の變更なく高糊糊模様の如き引染に適品糊なり
シロマツは小色形附は伏糊要せず併て糊際鮮明且又堅牢なり
シロマツは亞鉛末糊の如く沸騰せず數日の加工に堪へ經濟なり
(カタロク送呈)

京都市千本通四條上ル
住 竹谷長三郎商店

昭和三年度生産高

品種	數量	價格
絹織物	三八〇、一三三點七	七、七九、〇八七
粗織交織	一三八、二七六	一、七六二、〇五七
絹人毛	一、五七〇	三七、一四四
人毛	一一五、九〇五	一、六八〇、二七
合計	六三五、九一四	一一、一九八、三〇五

昭和二年度生産高

品種	數量	價格
絹織物	二八一、七一六	六、七八二、七〇七
粗織交織	一六六、九七二	二、一六九、二三〇
絹人毛	一、五七七	三、五九九
人毛	一四八、三二六	一、九八六、七七二
合計	五九八、五九一	一〇、九四二、三〇八

昭和一年度生産高

品種	數量	價格
絹織物	二八二、七一六	六、七八二、七〇七
粗織交織	一六六、九七二	二、一六九、二三〇
絹人毛	一、五七七	三、五九九
人毛	一四八、三二六	一、九八六、七七二
合計	五九八、五九一	一〇、九四二、三〇八

◎染工場の弊 憂ふべき現象として日本織物新聞は掲載して當業者に注意を喚起し居る。大勢已むを得ないことだ云へばそれ迄であるが、最近わが染織品にして、不正品の往々現はれんとすることは、ことに慨嘆に堪へない次第である。近時開く處によるナフトール染だ云つて或染工場が出したもので其のナフトール染で無いことが市場に於いて発見され、それが一部の間に非常な問題となつてをるの事である。従来こうしたことは吾人も往々市場に於いて見受けた處であつて別に怪しむに足らないことであるが、それにしても染色度の堅牢なる染色を標榜しながらその實態極めて不堅牢なる染色を施して恬然たる染工場及び當業者の業界に介在してをることは實に遺憾千萬の限りである。ナフトール、インダンスレンと云つた染色は、現在に於いては最も堅牢度の高いものとされてをる。今夏中形界に於いても、インダンスレン染を標榜して盛んにそれ等の製品を市場に流下された。尤も中には眞實インダンスレン染料を用ひてゐるものもあつたが、どうやらその多くがホンの申譯的に同染料を使用し、主染料として極めて不堅牢なる染料を用ひてゐるやうである。その證據として、インダンスレン染なりと稱するものであつて、靚色色の甚だしきものが多々市場に於いて見受けられたのである。今回ナフトール染なりと稱しその實態極めて不堅牢なる染色であることを市場に於いて発見したと云ふのも、恐らく此の種と同様のものであらうと思ふ。

羊頭を掲げて狗肉を賣るの行爲は道德的に最も憎むべきものとしてこれを断乎排斥しなければならぬ。それは折角最も堅牢度の高い染色品なりとし賞需者の信用を博し得たものと、偶々それ等の不正品によりまた疑惑の眼を射らしむるからである。即ち信用を重んじ正道を踏み占めつゝ、最も公正なる斯業に迄もそれ等忌はしき行爲者も渦中に投せらるゝことはわが染色工業將來の爲め甚だ遺憾の事と云はなければならぬ。



公 示

左記ノ者頭書ノ契約ヲ締結シ登記ノ手續ヲ了シタリ此旨公示ス
昭和三四年一月

- 組長 八木伊三郎
- 糸織部員 山本清太郎 職工 川藤清次郎
 - 友仙染部員 高木 謙二 徒弟 三上 衛
 - 友仙染部員 田村清四郎 高野 留一
 - 友仙染部員 八木 喜作 田中 公夫
 - 友仙染部員 川内 久一 井上 要一
 - 友仙染部員 大内 久一 大内 久一
 - 友仙染部員 野村 武雄 野村 武雄
 - 友仙染部員 藤井 佐市 藤井 佐市
 - 友仙染部員 城崎 儀三郎 城崎 儀三郎

昭和三四年一月廿五日
京都染織業同業組合 組長 八木伊三郎

- 昭和三四年一月廿五日
京都染織業同業組合 組長 八木伊三郎
- 賞 状
- 三浦 秀造 徒弟 小林 龜太郎
 - 立川 利一 日井 利一
 - 海田 市太郎 中村 鶴吉
 - 中島 眞三郎 清水 鶴吉
 - 小西 留吉 前原 卯一
 - 柴山 右衛門 立入 忠吉
 - 小島 常三郎 星野 吉三郎
 - 佐々木 茂治 橋本 長太郎
 - 内 貴 庄 八 谷口 英雄
 - 坂本 大澤 彌太郎

彼等の行爲は、直ちに以つて彼等を賣むるわけにも行かないであらうと思ふ。それは最近に於ける實業界の傾向よりして、何れの問屋も賣値を出るだけ低下しやうとするその結果は、結局の處、注文者の染工場にちめといふこととなるのである。染工場としてはお得意のことであるから、少々無理なことでも御無理御尤でこれを請け容れる、併し注文者の値段ではナフトール染とすることは採算上到底忍び得ない。そこで染工場は已むを得ず採算の持てる染色を施すのである。こうした事實は單なる想像では無い。

二百年來一貫せる品質本位
新時代に適せる眞の薄利多賣

柿澁製造 卸問屋 澁新老舗

京都市河原町通二條上ル
電話 五二〇二一 番
振替 大阪 一五五一〇 番
製造場 府下鷺峰山麓

- 五年以上 修業證 賞 状
- 安藤 新三郎 徒弟 清水 善四郎
 - 西浦 甚之助 杉原 宗治
 - 中藏 仁太郎 中藏 松太郎
 - 西田 與四郎 綿谷 山榮
 - 藤井 富之助 北川 清彦
 - 吉井 千代松 加賀 清一
 - 北村 重泰 藤田 三平
 - 中村 國五郎 大澤 竹三郎
 - 武本 萬次郎 若山 仁太郎
 - 田村 彌一郎 安井 友保
 - 山根 駐吉 安田 榮吉
 - 中島 眞三郎 高田 信一
 - 可兒 政七 土谷 茂久
 - 前出 吉之助 渡邊 筆吉
 - 小島 常三郎 箕浦 武夫
 - 小西 石藏 同安 春三
 - 長谷川 政吾 池本 新之助
 - 海田 幸三郎 柴田 大三郎
 - 青山 勳次郎 牧野 友信
 - 横田 新三郎 横川 正一
 - 横野 藤五郎 横田 正一
 - 淺野 藤五郎 横田 正一
 - 田中 弘 谷口 英雄
 - 田中 弘 谷口 英雄

昭和四年四月十五日
 京都市長 土岐嘉平

令序恰カモ四月春和始滿ノ時ニ當リコ、ニ京都染物同業組合形部第十九回徒弟技會賞賞授與式ヲ舉行セラル、コトハ誠ニ欣快トスルコトデアリマス

抑々形部ノ技ハ染色工程ノ基礎デアリマシテ此ノ技能ノ進歩ヲ俟ツニアラザレバ全染色工程ノ完美ハ期待シ難イデアリマス本組合ハ夙ニ各部ノ向上ヲ企圖シ數次技會ヲ開催シテ其發達ニ留意セラル、コトハ洵ニ根ヲ深クシ根ヲ固クスルノ所以デアリテ京染界將來ノ爲メ人意ヲ強フスルトコロデアリマス

冀クテ諸氏本日本ノ榮譽ニ對シテ其責任ヲ自覺シ益々技術ヲ研磨シ意ヲ盡スルニ努力シ發揚スルニ努力セラレントコトヲ一言述べテ告辭ト致シマス

昭和四年四月十五日
 京都商工會議所會頭 大澤徳太郎

本發明ハ染色性ヲ異ニセル動物性纖維、植物性纖維、人造絹糸及前記纖維ノ内ニ二種ヲ混雜シテ製シタル絲綢ノ四種ノ内ニ二種ヲ以テ製シタル交織布例ハ、經絲ニハ毛絲ヲ用ヒ緯絲ニハ綿絲トシテ人造絹糸トシテ混雜シテ用ヒテラナル交織布ヲ原布トシ各纖維ノ染色性ノ異ナルヲ利用シ先ツ一方ノ纖維例ハ毛絲ニシテ染色スル拔染不能ノ染料例ハ「フラスト、アシッド、ブリュー」

B.L.以テ浸染シ次ニ全体ニ染料ニ浸染シ人造絹糸及毛絲ヲ染色スル拔染可能ナル染料例ハ「コクトン、ブラス」以テ浸染シ最後ニ「ロンガラ」等ノ拔染劑ヲ以テ一般方法ニヨリ任意模様ヲ印花シ蒸熱水洗及仕上リ施ス各工程ノ結合ヲ特微トスルモノニシテ前記ノ場合ニアラハ印花部ノ毛絲ハ深緑色トナリ人造絹糸及綿糸ハ白色トナリ其結合ニ機械技術ヲ以テ表現セラレタルト同様に外觀ヲ呈スル染色布ヲ得ルモノナリ本發明ハ前記ノ如ク簡單ナル染色工程ニヨリ複雑ナル機械工程ヲ經タルカ如ク外觀ヲ呈スル難キ多キ難布ヲ得ルモノナレハ生産上多大ノ努力ト費用トヲ節省シ得ヘク且流行ニ應ズル染布ヲ迅速ニ製シ得ル工業的効果ヲ有ス次ニ本發明實施ノ例ニ二三ノ例ヲ舉ケン

一、羊毛糸ト綿糸トヲ用ヒテラ交織布ヲ原布トシ之ヲ先ツ「フラスト、アシッド、ブリュー」B.L.ニ浸染シ羊毛糸ヲ染色シ次ニ「コクトン、ブラス」ニ浸染シ全体ヲ染色スル方法ニヨリ拔染劑ヲ印花シ蒸熱水洗及仕上リヲナス

二、羊毛糸ト人造絹糸トヲ用ヒテラ交織布ヲ原布トシ之ヲ先ツ「フラスト、アシッド、ブリュー」色シ次ニ「コクトン、ブラス」ニ浸染シ全体ヲ染色スル方法ニヨリ拔染劑ヲ印花シ蒸熱水洗及仕上リヲナス

三、羊毛及人造絹糸トヲ用ヒテラ交織布ヲ原布トシ之ヲ先ツ「フラスト、アシッド、ブリュー」A.「ボーダー」ニ浸染シ羊毛糸ト人造絹糸トヲ染色シ次ニ「ダイレクト、ダイブ、ブラス」B.L.ニ浸染シ全体ヲ染色シ次ニ「普通」ノ方法ニヨリ拔染劑ヲ印花シ蒸熱水洗及仕上リヲナス

昭和四年四月十五日
 審査報告

形部第十九回徒弟技會開催ニ當リ出品點數三百四十三點ノ多キヲ見ル今之ヲ友仙形小紋形紋形ノ三種ニ區別シ更ニ出品徒弟ノ修業年限ニ應ジテ甲乙丙丁ノ四級ニ別テ原形、運力、技工ノ點ニ重キヲ置キ精密審査ヲ遂グルニ概シテ成績良好ニシテ進歩ノ著シキモノアルヲ認ム殊ニ其中ノ優秀ナルモノヲ舉グテ撰賞スル處左ノ如シ

一等賞甲乙丙丁合シテ 八名
 二等賞同 二十名
 三等賞同 三十八名
 褒賞 五十八名

昭和三十四年四月十五日
 審査委員長 淺井修吉

- 受賞者連代 谷口勳三郎
- 審査報告
- 本日ノ受賞者氏名左ノ通り
- 一等賞 八名
 谷口勳三郎 鈴木久男 三輪義男
 長瀬政一 中川巳之助 小山福太郎
 中西勇 竹村練之助
- 二等賞 二十名
 正木常三郎 平木次郎 市川幸三郎
 八田修吉 清水正清 服部一造
 小坂寛 木下幸一 杉村徳次
 石坂茂 吉岡俊雄 森川一雄
 砂原益二郎 岩田助雄 奥村俊次
 杉本晋三 片山茂 北川清造
 山崎雅平 藤川正一
- 三等賞 三十八名
 小山覺太郎 伊藤敬一 中山清太郎
 河合孝作 北村信次郎 田中正雄
 吉岡清壽雄 齋藤宗一 吉田芳三郎
 川口幸夫 中村徳三 廣田金三
 三村正五郎 高津精一 岩田秀之
 吉村太郎 石田時夫 福井英三
 寺田順一 岡本高次郎 田中勇雄
 中村好松 上島勇 中村幸太郎
 和田政美 水谷重雄 佐竹長助
 杉本重雄 高橋貞之助

◎工場附屬寄宿舎規則改正に
 關する諮問

京都府警察部より本件に就て左ノ通り諮問シ來レリ

工場附屬寄宿舎規則施行後ノ實況に鑑ミ萬一寄宿舎等に災害ノ生じたる場合寄宿舎が容易に屋外に避難し得べき様設備に關する事項の規定を設くる必要有之候に付社會局に於ては別紙要項ノ通り改正可相成意向の趣キ就ては之に對する貴組合の御意見御回答相成度及照會候

一、常時十人以上ノ職工ガ二階以上ノ寢室ニ居住スル建物ニ在ラハ各階ニ適當ニ配置セラレ容易ニ屋外ノ安全ナル場所ニ通スル二階以上ノ階段ヲ設クベキ

二、二階以上ノ寢室ニ居住スル職工ガ常時五十人以上ナルトキ前項ノ階段ハ左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

森 楠之助 山田 長治 加藤千代吉
 川端 富男 三好 善作 糸井さとし
 渡邊 太郎 淀 三郎
 褒賞 五十八名
 下川幸四郎 稻垣 景一 大數 六郎
 關 俊一 林 二八郎 中川 兼雄
 森永 幸一 中川 國雄 水谷 安雄
 藤原市太郎 松田 常一 竹内 高
 岩堀 雅儀 伊藤 石松 平尾繁太郎
 谷口 秀雄 篠田 久次 前川 岩夫
 森川 三省 山出 春生 前川 徹男
 白井 一郎 澤田 一夫 正木 朱一
 増地 錦一 上寺 義雄 田中 喜一
 木村信太郎 八木 信次 西村孝太郎
 高城 周吉 長田 玉雄 山地 傳
 藤森 愛造 松本 昇 田中 幸吉
 市川儀三郎 豊田 正男 西堀 義一
 加茂 八郎 戸波藤四郎 下津 善一
 中村 虎輔 松田 友一 平井 清治
 富田 喜造 中内 桂助 飯村 次男
 淺野 義孝 紀太 勇 齋藤治郎吉
 横田 作造 仲道 忠一 中井 要三
 鈴木 房男 増井 誠長 中井 良吉
 武中 基吉

◎工場危害豫防及衛生規則 昨年四月發行ノ月報紙上に於て其詳細を記載する處ありしが愈々來る七月一日より實施せらるる、答なるが其條項を掲載し注意し置くこととせり

工場危害豫防及衛生規則

第一 本令ハ工場法ノ適用アル工場ニ之ヲ適用スルコト

第二 原動機及動力傳導裝置ノ危害ヲ生スル虞アル部分ニハ有効ナル欄柵又ハ被覆ヲ設ケテキコト

第三 調帯ノ端目ニハ突出セル金具ヲ使用スルコトヲ得タルコト、但シ露出面ガ弧面ヲ爲シ危険ナキモノニ付テハ此ノ限ニアラザルコト(二年計豫)

第四 車軸接手、車軸留輪、聯軸器、調車其ノ他動力傳導裝置ノ回轉部分ニ附屬セル「セツト」スタレー「ボルト」「ナット」及「換類」頭部ハ突出セルモノヲ用ユルコトヲ要スルコト但シ確實ナル被覆ノ設ケアルトキ又ハ作業(注油掃除等)合ムル若ハ通行ニ際シ運轉中接觸ノ虞ナキトキハ此ノ限ニ在ラザルコト

第五 遊車ヲ使用スルモノニアラハ遊車裝置ヲ設ケヘキコト但シ作業上已ムヲ得タルモノ又ハ危険ノ虞ナキモノハ此ノ限ニアラザルコト

第六 調車ト隣接車輪、軸承、車軸接手等トノ間隔狭小ナル場合又ハ調帯ヲ調車ヨリ時々取

外シ運轉中車輪ニ掛タル必要アル場合ハ適當ナル調帯受ケテ設ケヘキコト

第七 給油ノ爲接近スルコト危険ナル動力傳導裝置ニハ安全ナル給油裝置ヲ設ケヘキコト

第八 作業室ニ於テ事故發生ノ場合ニ其ノ室内ニ於テ直ニ原動機又ハ動力傳導裝置ノ運轉ヲ停止シ得ヘキ設備ヲ設ケヘキコト但シ作業場所ヨリ原動機據附場所ニ直ニ到達シ得ル場合又ハ係員ヲ常置セル原動機室ニ通スル應急停止ノ信號ヲ定メアル場合ハ此ノ限ニアラザルコト

第九 原動機及動力傳導裝置ノ運轉ヲ開始スル際ニハ之ヲ關係職工(從弟ヲ含ム以下ニ同シ)ニ周知セシムル爲豫メ一定ノ合圖ヲ爲スヘキコト

第十 動力ニ依リ運轉スル機械ノ危害ヲ生ズル虞アル部分ニハ作業上已ムヲ得タル場合ヲ除ク外欄柵、被覆其ノ他適當ナル危害豫防裝置ヲ設ケヘキコト

第十一 機械ノ危害豫防裝置タル被覆ハ特ニ必要アル場合ニ於テハ回轉ヲ停止スルニ非ナレハ取外スコト能ハサル裝置ト爲スヘキコト

第十二 動力ニ依リ運轉スル機械ニハ各機械毎ニ速ニ動力ヲ遮断シ得ル裝置ヲ設ケヘキコト但シ連續スル工程ニ用ケラル、一團ノ機械ニシテ共通ノ動力遮断裝置ヲ有スルモノ又ハ危険ノ虞ナキ機械ニ付テハ此ノ限ニ在ラザルコト

第十三 粘性物質ヲ煉製スル「ローラー」ニシテ危害ヲ生スル虞アルモノニ付テハ急速ニ回轉ヲ停止シ得ヘキ裝置ヲ設ケヘキコト

第十四 運轉中ノ原動機、動力傳導裝置若ハ動力ニ依リ運轉スル機械ヲ取扱ヒ又ハ之ニ接近シテ作業ニ従事スル爲頭髪又ハ被服カニ之ニ卷込マレ危害ヲ受ケル虞アル者ニハ危害ヲ防止スルニ適當ナル帽子及作業服ヲ着用セシムルヘキコト

第十五 研磨機ニ依リ金屬ノ研磨、清涼飲料水ノ瓶詰、岩石若ハ礦物ノ破碎熔融金屬ノ取扱其ノ他ノ作業ニシテ金屬、岩石若ハ礦物ノ破片又ハ熔融金屬ノ飛沫ノ爲顔面ニ危害ヲ生スル虞アルトキハ之ニ従事スル職工ニ使用セラルモノ爲保護眼鏡、假面其ノ他適當ナル保護具

職工ハ作業中已ムヲ得タル場合ヲ除ク外前項ノ保護具ヲ使用スルコトヲ要スルコト

第十六 物品ノ揚卸口、槽、車輪道、階段其ノ他從業者ノ墜落シ危害ヲ生スル虞アル箇所ニハ欄柵、扶欄、蓋等適當ナル危害豫防裝置ヲ設ケヘキコト但シ作業上已ムヲ得タルトキハ此ノ限ニアラザルコト

第十七 作業用可搬椅子ニハ滑止其ノ他轉倒ヲ防止スルニ適當ナル裝置ヲ爲スヘキコト但シ床面其ノ他ノ關係上危険ノ虞ナキ場合ハ此ノ限ニアラザルコト

第十八 機械間又ハ之ト他ノ設備トノ間ニ設ケタル通路ハ幅二尺六寸以上ナルコトヲ要スルコト但シ危険ナキ場合又ハ已ムヲ得タル場合ニ於テ地方長官(東京府ニ於テハ警視廳以下之ニ同シ)ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラザルコト(既成工場ニ適用セズ)

第十九 危険ナル箇所ニハ適當ナル標示ヲ爲スヘキコト

第二十 職工ハ溢リニ危害豫防裝置ヲ取外シ又ハ其ノ效力ヲ失ハシムル行為ヲ爲スコトヲ得タルコト

第二十一 地方長官ハ爆發性、發火性若ハ引火性ノ物品ノ製造又ハ取扱ヲ爲ス作業場其ノ貯藏倉庫、置場又ハ貯槽類ニ付テハ左ノ事項ヲ命スルコトヲ得ルコト

一、平屋建ト爲スコト

二、壁休、床、屋根、柱、天井、梁及階ノ全部又ハ一部ヲ不燃材料ヲ以テ築造若ハ被覆シ又ハ耐火構造ト爲スコト

三、屋根ヲ輕量ナル不燃材料ニテ覆フスルコト

四、甲種防火戸又ハ木造鐵板張戸ヲ設ケルコト

五、敷地境界線又ハ工場内ノ他ノ建物ヨリ適當ナル間隔ヲ有セシムルコト

六、耐火構造ノ塙壁若ハ土堤ヲ設置シ又ハ天然地體ヲ利用スルコト

七、爆發、發火又ハ引火ニ對スル豫防施設ヲ爲スコト

八、其ノ他除害又ハ豫防ノ爲必要ナル事項前項ノ耐火構造、不燃材料及甲種防火戸ノ

◎特許捺染法 下京區鳥羽街道陶化橋東入西垣良五郎氏は左ノ方法に依リ特許第八〇一六六號ノ登録を授けたり

異纖維ニシテ或ハ交織布ノ捺染法發明ノ性質及目的ノ要領

本發明ハ染色性ヲ異ニセル動物性纖維、植物性纖維、人造絹糸及前記纖維ノ内ニ二種ヲ混雜シテ製シタル絲綢ノ四種ノ内ニ二種ヲ以テ製シタル交織布ヲ原布トシ之ヲ一方ノ纖維例ハ毛絲ニシテ染色不能ノ染料ヲ以テ浸染スル工程ト次ニ全体成ハ未染色纖維ノニ染色スル拔染可能ノ染料ヲ以テ浸染スル工程ト次ニ一般方法ニ依リ拔染劑ヲ任意模様ニ印花シ蒸熱水洗及仕上リ施ス各工程ノ結合ヲ特微トスル異纖維ヨリ成ル交織布ノ捺染法ニ係リ其目的トスル所ハ簡單ナル染色工程ノニヨリ給毛製織技術ニヨルカ如ク外觀ヲ呈スル染色布ヲ容易ニ得ントスルニ在リ

(イ)踏面七寸以上踏面七寸以下ト爲スコト
 (ロ)勾配ヲ平面ニ對シテ四十度以内ト爲スコト
 (ハ)高サ十二尺ヲ超ユル場合ニハ高サ十二尺以内毎ニ隔場ヲ設ケタルコト
 (ニ)鐵込板又ハ裏板ヲ附スルコト
 (ホ)階段ノ設ケザレバ
 (ヘ)外側ニハ二尺七寸以上ノ扶欄ヲ設ケタルコト
 (ト)幅内法三尺五寸以上ト爲スコト
 (チ)階段ノ各段ノ高サ五尺七寸以内ニ障礙物ナキコト

耐火構造ノ外壁ニ附セラレタル屋外階段及既設建物ニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ前條及前項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得ルコト三階段設ケタル通路及出口ニシテ當時使用セザルモノニ付テハ之ニ適當ナル標示ヲ爲シ何時ニテモ避難ノ用ニ供シ得ル様有効ニ保持スベキコト

右に對シ貴組合は寄宿舎職工ノ安全を圖る上に於ては當然賛同を表すべき事たるは勿論なるが既設工場に對して是レ之を適用するは不可とす工場地域ノ狹隘或は建築物ノ關係より容易に改造シ能はざるものあれば之れらに對しては特に除外例を設けられん事を希望し置けり

